

第3回 小田原市学区審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年8月25日(月) 15:30～16:00
- 2 場 所 小田原市役所6階 602会議室
- 3 出席委員 9名(委員名簿順)
関野次男委員、宮内宏人委員、石井美佐子委員、綾部敏信委員、阿部祥典委員、
山本泰子委員、内山絵美子委員、坂本多恵委員、中戸川勇委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 柳下教育長、菊地教育部部長、諏訪部教育部副部長、岡田教育部副部長、
安藤教育総務課長、松澤教育指導課長、村田教育総務課総務係長、
相川教育指導課学事・教職員係長、廣瀬教育指導課主査
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 内 容 (1) 開会
(2) 議事
ア 答申書(案) (5月2日付諮問分)について
イ 答申書(案) (5月29日付諮問分)について
ウ その他
(3) 開会
- 8 配布資料 資料1-1 答申書(案)
資料1-2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱(改正案)
資料1-3 小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱(改正案)
資料1-4 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について
資料2-1 答申書(案)
資料2-2 小学校学区(改正後)
資料2-3 中学校学区(改正後)
資料2-4 通学区域の一部改正について
資料2-5 小学校学区(改正前)
資料2-6 中学校学区(改正前)
参考資料1 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱 新旧対照条文
参考資料2 小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱 新旧対照
条文

会議録

次第1 開会

○司会

「第3回 小田原市学区審議会」を始めさせていただきます。本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。配布資料1－1から参考資料2まで確認させていただきました。

なお、本委員会の会議につきましては、委員総数9名、全員の方にご出席いただいておりますので、審議会規則第五条第2項の定足数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。ここからは関野会長に進行をお願いしたいと思います。

○関野会長

皆さんよろしくお願ひします。それではこれより議事を進めて参りたいと思います。

まず、本日の委員会について、「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、公開するものいたします。本日の傍聴希望者の有無について事務局から報告をお願いします。

○事務局

本日の傍聴希望者は1名です。すでに入場いただいております。

○関野会長

これ以降、傍聴希望のある方がお見えになりましたら、随時対応をお願いいたします。

次第2 議事(1) 答申書案5月2日付諮問分について

○関野会長

それでは、次に議事(1) 答申書案5月2日付諮問分について事務局から説明をお願いします。

○松澤課長(教育指導課)

それでは、私からご説明します。初めに資料1－1「答申書(案)(5月2日付諮問分)」をご覧ください。

前回までの審議会において、事務局案の方向性については概ね妥当である、とのご意見をいただきましたことから、資料1－1のとおり、答申書の案を作成いたしました。

「1 通学区域の一部改正について」でございますが、これまでのご審議において、概ね適当である、とのご意見をいただきましたので、その旨を記載しております。通学区域の改正については資料2－4にまとめて記載してあります。資料2－4の1「工場跡地の開発に伴う改正」をご覧ください。地元自治会の要望に沿う形で住宅となる区域を一体として東富水小学校・泉中学校の通学区域とするものです。

資料1－1にお戻りください。

「2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等」でございますが、一部の学校で生じている児童生徒数増加への対応策として要綱を改正することとし、資料1－2及び資料1－3のとおり、改正案を作成しております。修正内容については資料1－4に沿ってご説明します。

資料1－4をご覧ください。

「1 指定学校の変更の不承認等について」でございますが、要綱の変更内容として、指定学校の変更の不承認及び区域外就学の不承諾の理由に「学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき」を追加しています。また、これに伴い、不承認及び承諾の際に隣接する学区の学校へ

通学することが可能としています。

実際の運用につきましては、将来的に宅地開発やマンション建設などで、どの学区も環境が変わる可能性がございます。都度、児童生徒数と学校施設等の状況により「学校運営に支障をきたすこと」が見込まれる学校ごとに運用方針を定めていくことになります。そして、適用する場合には児童生徒への配慮から、年度当初4月からの適用として、当該年度に適用するかどうかは前年度の9月末に決定して速やかに周知することとします。

運用方針としては、ア 状況把握、イ 条件及び判断基準の設定、ウ 適用の判断というプロセスを毎年行い、適時条件等を見直していくこととします。

次に、「2 指定変更承認基準等における転居等の取扱いについて」でございますが、審議会での意見及び他自治体の取扱いに係る調査結果を踏まえ、許可期間は、小学1年生から4年生までの「転居」の事由による期間を学年末まで、小学5年生、6年生及び中学生の期間をそれぞれの卒業までとしています。学年で期間が異なる理由は、児童生徒の発達段階に応じた指導や各教科の学習内容の繋がりに対して一定の配慮が必要となると判断したためです。

次に、指定変更承認基準等における「兄弟姉妹同一校」の取扱いですが、こちらについても審議会での意見及び他自治体の取扱いに係る調査結果を踏まえ、許可期間を「兄姉が卒業するまで」とし、実質的に当該学年末までとしています。そして、「転居」と同様に、児童生徒の発達段階に応じた指導や各教科の学習内容の繋がりに対して一定の配慮が必要となるため、小学5年生、6年生及び中学生の期間をそれぞれの卒業までとしています。

なお、現行の運用で承認・承諾済の児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、継続して通学できるような配慮が必要となります。

また、委員からのご意見を踏まえ、1カ所、文言を修正しています。資料1－2をご覧ください。1ページ目、第5条の(3)をご覧ください。前回、委員から「児童」が希望するだけでなく「保護者」も希望するので文言の修正を、とのお話がありました。指定変更の根拠となる学校教育法施行令第8条に「保護者の申立てにより」との記載があるため、当該要綱にて申請ができるのは「保護者」となります。よって、要綱の「児童等」は「希望する学校」にかかるのではなく、そのあとに記述のある「就学が困難」にかかるものです。文面上わかりにくいと、ため、「児童等」の位置を「就学が困難」の前に改正するものです。

なお、要綱の改正については、権利の制限となることから、教育委員会定例会及び9月の市議会に報告のうえ、パブリックコメントにて市民の意見を募集することとなります。

説明は以上でございます。

○村田係長（教育総務課）

スケジュールについて補足させていただきます。約1か月間のパブリックコメントを経て要綱改正を行うため、周知期間を確保できるよう逆算すると、8月27日の教育委員会定例会、9月8日の市議会厚生文教常任委員会で報告した後、10月からパブリックコメントを行う必要があります。そのため、関野会長と事前に調整させていただき、本審議会において答申を確定した後、8月27日の朝に答申を教育委員会に提出していただき、同日夕方の教育委員会定例会で報告する、という流れを想定しております。

○関野会長

ありがとうございました。前回の検討結果も踏まえ、答申書の案が示されました。併せて、答申後のスケジュールについても説明があり、来年度の就学児に改正内容を適用するためには一定の周知期間が必要であることから、確定した答申を教育委員会及び市議会に報告後、10月からパブリックコメントを行う必要がある、とのことでした。

ここで、答申のまとめ方について提案いたします。先ほど事務局から説明のありました通り、答申手交の日程が確定しておりますことから、委員の皆さまからのご意見をもとに本日中に答申をまとめたいと考えております。ただ、審議の時間も限られておりますので、ご意見に対しての修正が細部まで固まらない場合は、恐れ入りますが、文面の追加や修正等については、私にご一任いただきたいと思います。皆様からのご意見を答申に反映させたものを再度ご確認いただき、それをもって、最終的な答申とさせていただきたいと思います。

答申のまとめ方につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○関野会長

異議なしと声がありましたので、ありがとうございます。

では提案させていただいた方法で答申をまとめてさして、それでは答申案について意見交換を行いたいと思います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○関野会長

(意見なし)

○関野会長

ありがとうございました。

皆さん、意見がないようですのでお示しいただいた答申案を最終的な答申とし、議題1について、これで終了とさせていただきます。

次に(2) 答申書案について事務局から説明をお願いいたします。

○松澤課長(教育指導課)

それでは私からご説明します。資料2-1「答申書(案)(5月29日付諮問分)」をご覧ください。

「1 通学区域の一部改正について」でございますが、改正後の通学区域を資料2-2、資料2-3にお示しします。具体的な修正箇所については資料2-4にてご説明します。

資料2-4の2に平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更された通学区域の修正について記載しています。修正箇所は全体で15箇所あり、そのうち、住宅等がある場合が7箇所、田畑や山林など住宅等がない場合が8箇所でした。

住宅等がある7箇所のうち資料2ページ目、「オ 下府中小学校・国府津小学校・酒匂小学校、鴨宮中学校・国府津中学校・酒匂中学校の境界」が最も大きく修正しており、本来小八幡4丁目や国府津1丁目の字境が境界となっているべきところが、誤っていました。こちらについては、誤った通学区域を参考に転居されたご家庭に来年度小学校に入学予定のお子さんがいらっしゃるため、指定変更にて希望される学校に通学できるよう配慮する予定です。

また、当該区域に居住している小中学生が13名おり、全員が酒匂小学校及び酒匂中学校に通学しています。平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」とは異なっているものの、今回の改正にて酒匂小学校・酒匂中学校の通学区域となることから、影響はないものと判断しております。

そのほかの修正箇所にお住いの児童生徒はいないため、今回の改正による影響はありません。

説明は以上でございます。

○関野会長

ありがとうございました。

こちらについての先ほどの答申と同様の取り扱いといたします。それでは、答申案について意見交換をお願いします。

ご意見ご質問がありましたら挙手をして発言をお願いします。

○宮内委員

住宅開発等により住民数が変動する可能性があるため、学区についてはその都度審議をする必要が出てくと思う。今回の件については、この内容でよいと思う。

○内山副会長

影響がある家庭に不利益が無いように配慮することについて答申書に記載しなくてもよいのでしょうか。

○村田係長（教育総務課）

検討する。

○綾部委員

本来は改正後の学校に通うはずだったものが、改正前は違う学区となっているが、改正後は今通っている学校の学区が正しい学区ということになるため、問題とならない、という認識でよいのか。

○松澤課長（教育指導課）

表現の仕方に問題があるかもしれないが、改正前の地図のみが誤っている、ということで、教育委員会が指定した学校が改正後の学区の学校となっている。

○相川係長（教育指導課）

総務部総務課に確認したところ、告示の学区と違っていても、教育委員会が指定した学校が通うべき学校となる、という解釈となるため、今回の改正により、教育委員会が指定した学校と告示している学区が一致することとなる。

○関野会長

皆様からのご発言を踏まえて、最終的な答申としてまとめていきたいと思います。それでは議事（２）についてはこれで終了とします。

次に（３）その他について事務局から説明をお願いいたします。

○村田係長（教育総務課）

最終的な答申書はメールもしくは郵送で各委員に配布する。議事録についても後日送付するので確認をお願いしたい。確認後に市のホームページで公開を予定している。宮内委員から適時開催が必要との意見も出たが、今回の案件についてはこれで一区切りとなる。

○関野会長

ありがとうございました。これにて議論を終了します。進行を事務局にお返しします。

○安藤課長（教育総務課）

今回の審議会で一区切りとなりますので、最後に、教育長から一言ご挨拶させていただきます。

○柳下教育長

答申案についてご意見いただきましてありがとうございました。

本審議会で審議いただいた事項は、小田原の教育にとって、また子どもたちにとって極めて重要でございまして、答申案といただいたご意見等も踏まえて、責任を持って進めます。委員の皆様方におかれましてそれぞれの立場からですね貴重な意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○安藤課長（教育総務課）

ありがとうございました。

それでは以上で第３回小田原市学区審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。